

役務の種類別	具体例	発注依頼方法			検収方法例
		提出書類等	依頼先事務部門	手続きの流れ	
データベース開発作成 プログラム開発作成 デジタルコンテンツ開発作成	新規開発の場合： システム購入とみなし、 機器購入に準拠 →→→ 既存システム改修の場合： 業務委託 →→→	物品購買請求書 業務委託願文書	《旭町地区》 ・文部科研費、厚労科研費、付置研究所費等： 産学官連携推進室 ・大学予算関係： 医学部事務部庶務課	《旭町地区》 依頼先事務部門 (予算執行承認) ↓ 財務部用度課 (契約交渉・決裁) ↓ 発注書発行もしくは契約書締結 ※手続きは物品調達規程等による。	・「仕様書」「作業工程書」等があれば併せて提出 ・動作確認、デジタル機器上における成果物の確認
機器保守業務	機器類の保守点検	保守契約締結願文書			・現場部署による検収事務担当者による検収
研究上必要なデータ解析等の業務委託（謝金に当たらない場合）	・資料（研究成果、手持ち資料など）のデジタル化（DVD化等） ・マイクロフィルム作成 ・データ入力 ・データ解析 ・特殊なマウス育成 など	業務委託願文書	《国分地区》 ・医療センター所属教員は医療センター事務部管理課へ提出。		・成果物の確認 ・PCモニタ上での確認 ・当該アイコン等の印刷物の提出 ・報告書等確認 ・現場部署による検収事務担当者による検収
研究上必要な研究支援者を確保するための業務委託・派遣契約	・調査委託 ・分析委託 ・研究補助員を確保するための派遣契約 ・調査要員を確保するための業務委託もしくは派遣契約	業務委託願文書 もしくは 派遣契約締結願文書	《御井地区》 ・文系教員は御井学舎事務部庶務課へ提出。	《国分地区・御井地区》 ・1件あたり30万円未満は依頼先事務部門にて発注手続き可能。 ・30万円以上は依頼先事務部門を通じて財務部用度課に契約締結依頼	・成果物の確認 ・勤務確認 ・業務報告書等による確認 ・現場部署による検収事務担当者による検収
その他の業務委託～	ウェブサイトの作成・更新・運営	業務委託願文書	《分子生命研》 ・分子生命科学研究所は旭町地区対応に準拠	《分子生命研》 ・分子生命科学研究所は旭町地区対応に準拠	・仕様書・作業報告書等の確認 ・当該ウェブサイトへアクセスし閲覧することによる内容確認 ・動作確認、デジタル機器上における成果物確認
	廃棄物処理費用（施設課所管以外）				
	試薬の残量廃棄→必ず環境管理室の指示を受け、所定の契約手続きが必要（契約業務は環境管理室）				
					・搬出時の検収事務担当者等の立会い、あるいは搬出時の画像提出

役務の種類	具体例	発注依頼方法			検収方法例
		提出書類等	依頼先事務部門	手続きの流れ	
機器賃貸借	<ul style="list-style-type: none"> ・機材、携帯電話、複合機等の賃貸借 ・研究機器賃貸借 ・資料賃貸借 	機器賃貸借願文書	《旭町地区》 <ul style="list-style-type: none"> ・文部科研費、厚労科研費、付置研究所費等：産学官連携推進室 ・大学予算関係：医学部事務部庶務課 	《旭町地区》 依頼先事務部門（予算執行承認） ↓ 財務部用度課（契約交渉・決裁） ↓ 発注書発行もしくは契約書締結 ※手続きは物品調達規程等による。	<ul style="list-style-type: none"> ・成果物の確認と発注書（写）あるいは契約書（写）等との確認 ・検収事務担当者による毎月の検収
修理業務	機器類（PC、研究機器等）の修理・修繕及び修理診断にかかる経費支出契約（修繕の要否判定にかかる費用：出張費等を想定）	物品修理申請書	《国分地区》 <ul style="list-style-type: none"> ・医療センター所属教員は医療センター事務部管理課へ提出。 《御井地区》 <ul style="list-style-type: none"> ・文系教員は御井学舎事務部庶務課へ提出。 	《国分地区・御井地区》 <ul style="list-style-type: none"> ・1件あたり30万円未満は依頼先事務部門にて発注手続き可能。 ・30万円以上は依頼先事務部門を通じて財務部用度課に契約締結依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ・修理前、修理後の状態を確認 ・作業完了報告書等（修繕内容の明細）の提出 ・固定資産台帳に登載の機器備品番号を現場部署より申告し、用度課担当者あるいは検収事務担当者が確認 ・成果物（修繕対象物品）の実見（外形上の変更が無い場合でも実見する） ・業者発行の「作業完了報告書」等と「領収書」あるいは「請求書」を提出させ、現物も実見することで検収とする。 ・現場での立会い確認
使用許諾契約	各種データベース利用料 各種専門サイト利用料	使用許諾契約締結願	《分子生命研》 <ul style="list-style-type: none"> ・分子生命科学研究所は旭町地区対応に準拠 	《分子生命研》 <ul style="list-style-type: none"> ・分子生命科学研究所は旭町地区対応に準拠 	<ul style="list-style-type: none"> ・PCモニタ上での確認 ・利用件数に応じて課金される分については検収不能のため実施できない ・動作確認、デジタル機器上における成果物確認 ・検収事務担当者による検収
論文投稿料等	論文投稿料、論文別刷費用、英文校正代	直接発注			<ul style="list-style-type: none"> ・投稿論文、別刷1～3頁目のコピーの提出・英文校正のコピー

- 【注記】
1. 上記にない事例については、執行予定の予算科目に照らし、各予算所轄の依頼先事務部門に相談し、指示を仰ぐこと。
 2. 契約締結依頼を行う際は、予め現場部署で参考見積書の準備を行うこと。併せて、仕様や依頼内容について予め依頼前に調整しておくこと。
 3. 業務委託については、いずれの場合も謝金に該当しないことを想定している。
 4. このルールのほか「物品調達等規程」「建設工事・物品購入等の指名競争に関する施行細則」を必要に応じ照合し、発注業務を実施すること。
 5. 検収の方法を複数組み合わせることを推奨する。